

財政部 税関総署 国家税務総局

越境電子商取引小売輸入税収政策に関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

中国人民共和国財政部、税関総署、国家税務総局は3月24日に「越境電子商取引小売輸入税収政策に関する通知」(財関税[2016]18号、以下「本通知」)を公布し、越境電子商(以下「越境EC」)を通じた海外からの購入品に対する課税方法を4月8日から変更することを発表しました。従来、越境EC商品に課されていた行郵税の税率調整により、今後、越境EC小売業務に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

1. 政策の背景

本通知公布前、中国における越境商品は貨物、物品によって適用される税率が異なっていました。輸入貨物に対しては、輸入関税、輸入環節増値税および消費税が徴収され、非貿易属性の輸入貨物や輸送物品に対しては、「三税合一」が適用され、物品輸入税(いわゆる「行郵税」)のみ徴収されてきました。

これまでは合理的な数量かつ、個人使用目的での越境EC取引小売商品は実務面で行郵税を徴収されてきましたが、行郵税の税率は、一般的に国内販売される一般貿易輸入貨物、国産貨物販売の税率より低いことから、競争環境は不公平なものとなっていました。公平な競争市場を構築し、越境ECビジネスを持続的に発展させるために、今回の改革では、越境ECによる購入商品が貿易に該当することを明確にし、一般貿易の方式によって課税することとしました。

2. 通知の内容

➤ 適用対象

本通知が定める越境電子商取引小売輸入税収政策は『越境電子商取引小売輸入商品リスト』(財政部など11部門[2016]40号公告)の範囲内の以下商品に適用されます。

- ①税関とネットワーク接続するECプラットフォームを通じて取引される、取引・支払・物流電子情報の照合が実現できる越境EC小売輸入商品
- ②税関とネットワーク接続するECプラットフォームを通じて取引していないが、宅配、郵政企業が取引・支払・物流等の電子情報を提供でき、かつ法的責任を負うことを承諾した越境EC小売輸入商品
(※それ以外の個人物品、取引・支払・物流電子情報の適用が行われない越境EC輸入商品については、行郵税が課税される)

➤ 税制政策概要

- ✓ 取引上限が設定される。越境EC小売輸入の商品に対する1回の取引における上限額は2,000元、年間の個人取引上限額は20,000元となる。
- ✓ 上限額内で輸入された越境EC小売商品は、関税税率を暫定的に0%とし、輸入に係る増値税、消費税は法定納税額の70%で徴収される。
- ✓ 1回の取引上限額を超える取引、累計の個人年度取引上限額を超える取引、及び1回の課税価格が2,000元の上限額を超える分割できない商品は、一般貿易方式に基づき全額徴税される。

【表1: 越境電子商取引小売輸入税収政策実施前後の比較】

| 項目 | 2016年4月7日以前 | 2016年4月8日以降 |
|------|--|--|
| 適用税目 | 行郵税を適用 【条件】自己使用目的かつ合理的な数量 | 一般輸入貨物同様、「関税、増値税、消費税」が適用される(EC サイトが税関とシステムで連動、取引情報等を登録することが必要) |
| 免税額 | 納税金額が50元以下の場合免税 | 免税措置撤廃 |
| 返品対応 | 規定なし | 通関から30日以内に返品する場合、税金返却可・通年限度額調整可 |
| 商品範囲 | 規定なし | 「越境電子商務小売輸入商品リスト」(財政部など11部門2016年第40号公告)上の商品 |
| 課税方法 | 粉ミルク、食品、飲料、水産品、皮革衣服、革製バッグ、革靴、貴金属品、芸術品、收藏品、キッチン用品など⇒10% | ●1回の取引額が2,000元以下か、通年の取引額が20,000元以内の取引⇒(輸入増値税+消費税)の70%で徴収 ●1回の取引額が2,000元を超えるか、通年の取引額が20,000元を超える、取引1回の課税価格が2,000元の上限額を超える分割できない商品⇒増値税+消費税+関税 |
| | アパレル製品、ビデオカメラ、デジタルカメラ、自転車、腕時計、時計など⇒20% | |
| | ゴルフ用品、高級腕時計など⇒30% | |
| | タバコ、酒、化粧品⇒50% | |

今回の税制変更により、越境EC各種商品の税率は基本的に上昇しますが、一部商品については、税率が変更前より減少します(表2ご参照)。

【表2: 越境電子商取引小売輸入税収政策実施前後の比較(商品種別ごと)】

| 類別 | 従来 | | 今後 | | | | 新行郵税(参考) |
|-------------|------------|-----|---------|----------|------|-----------|------------------|
| | 金額 | 行郵税 | 関税率(※1) | 増値税率(※2) | 消費税率 | 総合税負担(※3) | |
| 健康食品 日用品 | < 500元 | 免税 | 0% | 17% | 0% | 11.9% | 15% or 30% |
| | 500元~2000元 | 10% | 0% | 17% | 0% | 11.9% | |
| | > 2000元 | 10% | 10%~ | 17% | 0% | 28.7% | |
| アパレル | < 250元 | 免税 | 0% | 17% | 0% | 11.9% | 30% |
| | 250元~2000元 | 20% | 0% | 17% | 0% | 11.9% | |
| | > 2000元 | 20% | 16%~ | 17% | 0% | 35.7% | |
| 家電 | < 250元 | 免税 | 0% | 17% | 0% | 11.9% | 15% or 30% |
| | 250元~2000元 | 50% | 0% | 17% | 0% | 11.9% | |
| | > 2000元 | 50% | 10%~ | 17% | 0% | 28.7% | |
| 化粧品 | < 100元 | 免税 | 0 | 17% | 30% | 47.0% | 60% |
| | 100元~2000元 | 50% | 0 | 17% | 30% | 47.0% | |
| | > 2000元 | 50% | 10%~ | 17% | 30% | 83.9% | |

※1: 関税率は国の税関総署サイト税則検索システムに記載。具体的な税率は商品の種類によって異なる。

※2: 限度額内で輸入された越境EC小売商品の場合は、関税税率は暫定的に0%、輸入に係る増値税、消費税を暫定的に法定納税額の70%で徴収。

※3: 総合税負担は関税・増値税・消費税の合計値。関税、増値税、消費税はそれぞれ規定に基づいて計算したもの。

3. 行郵税について

現状の監督管理の制限を受け、当局は今回暫定的に「取引・支払・物流電子情報を提供できる越境 EC 小売輸入商品」を適用範囲としています。それ以外の個人物品（個人の越境郵送物品、個人入国時の持込物品等）、取引・支払・物流の電子情報の適用が行われない越境 E コマース輸入商品については、行郵税が課税されます。

前述の越境 EC 取引小売輸入税収政策と平仄を合わせ、一般貿易課税と行郵税の間の差をできる限り縮小するため、国務院関税税則委員会は「入国物品に関する輸入税調整問題の通知」（税委会[2016]2 号）を公布し、各商品に対する貨物輸入総合税率と概ね一致するよう、行郵税の税率を4月8日より従来の4段階の税率設定から15%、30%、60%と3段階の税率設定に変更しています。

4. 企業に対する影響

本通知による税収政策変更は、越境 EC の個人消費にかかる税金を引き上げることから、従来、越境 EC 商品が享受した低税率のメリットは減少することになります。越境 EC プラットフォームが増加分の税金を負担するとすれば、企業の収益面にマイナスの影響をもたらし、業界内の競争が激化することが想定され、中小規模の越境 EC 企業およびプラットフォームは、サプライチェーンの効率化、コスト削減を徹底していく必要があるものと思われます。

一方、一部の商品（中・低価格帯の家電、スキンケア用品等）は実施前と比べ、税率が下がることから、メリットを享受できる可能性があります。税収政策の実施により、消費者は国内の正規プロセスでの購入に一定程度誘導され、また、新政策と同時に調整が実施された行郵税率は、代理購入による個人の海外からの持込みを抑制する役割も果たしていることから、国産商品メーカーにとっても、チャンスと言えます。

同時に公布された行郵税調整政策および最近の入国手荷物チェック制度の厳格化により、従来の「代理購入による個人の海外からの持込み」にも対策が打たれています。越境 EC 業界だけでなくその他の海外商品持込方法に対しても制限の強化が図られています。

本通知に関連して、財政部、税務総局、税関などの関連部署が「越境電子商取引小売商品リスト」（「2016」40号公告）、「越境電子商取引小売商品の管理についての公告」（税関総署公告2016年26号）、「『中華人民共和国入国物品種類対照表』および『中華人民共和国入国物品納税価格表』に関する公告」（税関総署[2016]25号）等の政策を次々と発表しており、越境 EC ビジネスの制度改革が今後更に進んでいくものと思われます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

| 中国語原文 | 日本語参考訳 |
|--|---|
| <p>关于跨境电子商务零售进口税收政策的通知</p> <p>财关税〔2016〕18号</p> <p>各省、自治区、直辖市、计划单列市财政厅（局）、国家税务局，新疆生产建设兵团财务局，海关总署广东分署、各直属海关：</p> <p>为营造公平竞争的市场环境，促进跨境电子商务零售进口健康发展，经国务院批准，现将跨境电子商务零售（企业对消费者，即 B2C）进口税收政策有关事项通知如下：</p> <p>一、跨境电子商务零售进口商品按照货物征收关税和进口环节增值税、消费税，购买跨境电子商务零售进口商品的个人作为纳税义务人，实际交易价格（包括货物零售价格、运费和保险费）作为完税价格，电子商务企业、电子商务交易平台企业或物流企业可作为代收代缴义务人。</p> <p>二、跨境电子商务零售进口税收政策适用于从其他国家或地区进口的、《跨境电子商务零售进口商品清单》范围内的以下商品：</p> <p>（一）所有通过与海关联网的电子商务交易平台交易，能够实现交易、支付、物流电子信息“三单”比对的跨境电子商务零售进口商品；</p> <p>（二）未通过与海关联网的电子商务交易平台交易，但快递、邮政企业能够统一提供交易、支付、物流等电子信息，并承诺承担相应法律责任进境的跨境电子商务零售进口商品。</p> <p>不属于跨境电子商务零售进口的个人物品以及无法提供交易、支付、物流等电子信息的跨境电子商务零售进口商品，按现行规定执行。</p> <p>三、跨境电子商务零售进口商品的单次交易限值为人民币 2000 元，个人年度交易限值为人民币 20000 元。在限值以内进口的跨境电子商务零售进</p> | <p>越境電子商取引小売輸入税收政策に関する通知</p> <p>財関税[2016]18号</p> <p>各省、自治区、直辖市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局、税関総署広東分署、各直属税関：</p> <p>公平な競争が行われる市場環境を作り、越境電子商取引小売業界の正常な発展のために、國務院の批准を経て越境電子商取引小売（企業対消費者、即ち B2C）輸入税收政策を以下の通り公布する</p> <p>一、越境電子商取引小売輸入商品は貨物として、関税、輸入にかかる増値税、消費税を徴収する。越境 EC 小売輸入商品を購入した個人を納税義務者とし、実際の取引価格（貨物小売価格、運賃及び保険料を含む）を課税価格とし、EC 企業、EC プラットフォーム企業または物流企業を代理徴収・代理納付義務者とすることができる。</p> <p>二、越境 EC 小売輸入税收政策は他国もしくは地域から輸入され、『越境電子商取引小売輸入商品リスト』の範囲内の以下の商品に適用される</p> <p>（一）税関とネットワーク接続する EC プラットフォームを通じて取引される、取引・支払・物流電子情報の「3 証憑」の照合を実現できるすべての越境 EC 小売輸入商品</p> <p>（二）税関とネットワーク接続する EC プラットフォームを通じて取引していないが、宅配、郵政企業が統一して取引・支払・物流等の電子情報を提供でき、かつ相応の法的責任を負うことを承諾した越境 EC 小売輸入商品。</p> <p>越境 EC 小売輸入に属さない、個人の物品、取引・支払・物流の電子情報が提供できない越境 EC 小売輸入商品は、現行規定に基づいて執行する。</p> <p>三、越境 EC 小売商品の一度の取引限度額は 2,000 元、個人の年度の取引限度額は 20,000 元までとする。限度額以内で輸入した越境 EC 輸入商品は関税</p> |

| | |
|--|---|
| <p>口商品，关税税率暂设为0%；进口环节增值税、消费税取消免征税额，暂按法定应纳税额的70%征收。超过单次限值、累加后超过个人年度限值的单次交易，以及完税价格超过2000元限值的单个不可分割商品，均按照一般贸易方式全额征税。</p> <p>四、跨境电子商务零售进口商品自海关放行之日起30日内退货的，可申请退税，并相应调整个人年度交易总额。</p> <p>五、跨境电子商务零售进口商品购买人（订购人）的身份信息应进行认证；未进行认证的，购买人（订购人）身份信息应与付款人一致。</p> <p>六、《跨境电子商务零售进口商品清单》将由财政部商有关部门另行公布。</p> <p>七、本通知自2016年4月8日起执行。</p> <p>特此通知。</p> <p>财政部 海关总署 国家税务总局</p> <p style="text-align: right;">2016年3月24日</p> | <p>税率を暫定的に0%とし、輸入にかかる増値税および消費税の免税を取り消し、暫定的に法定納税額の70%で徴収する。一度の取引で上限額を超える取引、累計が個人の年度取引限度額を超える取引、及び一度の取引の課税価格が2,000円の上限額を超える分割できない商品の取引は、一般貿易方式に基づいて全額徴税する。</p> <p>四、越境 EC 小売輸入商品が通関後 30 日以内に返品される場合、税金の還付が申請可能となり、あわせて個人の年間の取引総額も調整できる。</p> <p>五、越境 EC 小売輸入商品の購入者（発注者）の本人確認情報は認証を行わなければならない；本人確認認証を実施していない場合、購入者（発注者）の本人確認情報は支払者の本人確認情報と一致しなければならない。</p> <p>六、『越境 EC 小売輸入商品リスト』は財政部が関連部門と協議の上、別途公布する。</p> <p>七、本通知は 2016 年 4 月 8 日から施行する。</p> <p>ここに通知する。</p> <p>財政部 税関総署 国家税務総局</p> <p style="text-align: right;">2016年3月24日</p> |
|--|---|

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室